

小樽市告示第 88 号  
令和 8年 3月16日

行旅病人及行旅死亡人取扱法第7条第1項及び同法第12条の規定に基づき、次のとおり行旅死亡人の取扱を行なったので、同法第9条の規定により告示します。

小樽市長 迫 俊 哉

記

1. 本籍地及び住所

- (1) 本 籍 地 不 詳
- (2) 住 所 不 詳

2. 氏名、年齢及び性別等

- (1) 氏 名 不 詳
- (2) 年 齢 不 詳
- (3) 性 別 不 詳
- (4) 特 徴 仙骨、腰椎1つ、上位胸椎1つ

3. 着衣及び所持金品等

- (1) 着 衣 なし
- (2) 遺 留 物 件 なし

4. 死体発見時の日時、場所等

- (1) 発見の日時 令和8年2月27日（関係職員からの聴取年月日）
- (2) 発見の場所 北海道小樽市入船4丁目9番1号 医療法人社団心優会 小樽看護専門学校

5. 死亡日時、死因等

- (1) 死 亡 日 時 不 詳
- (2) 死 因 不 詳

6. 死体の処置

令和8年3月13日、小樽市葬斎場において火葬に付し、遺骨は同場にて保管しています。

7. 本告示の所管

この告示の内容についてお心当たりの方は、小樽市福祉保険部福祉総合相談室福祉相談グループまで申し出てください。